

議案第44号

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月3日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例

目黒区印鑑条例（昭和50年3月目黒区条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第20条」に、「第20条—第22条」を「第21条—第23条」に改める。

第5条第3項第1号中「又は本人の写真が貼付された住民基本台帳カード、」を「、個人番号カード又は本人の写真が貼付された」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第3章中第19条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）

第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（区の電子計算組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カードを利用し、自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第5条第3項第1号の改正規定及び次項の規定は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「整備法」という。）第20条第2項の規定により個人番号カード（行政

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）とみなされている住民基本台帳カード（整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第3項の規定により交付された住民基本台帳カードをいう。）のうち本人の写真が貼付されたものは、個人番号カードとみなして、この条例による改正後の目黒区印鑑条例第5条第3項の規定を適用する。

（説明） 多機能端末機による印鑑登録証明の手続を定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が施行されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>目次</p> <p>第3章 印鑑登録の証明 (第17条—<u>第20条</u>)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第21条—第23条</u>)</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行うことができる。</p> <p>(1) 官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって区長の定めたもの、<u>個人番号カード又は本人の写真が貼付された在留カード</u>若しくは特別永住者証明書の提示があったとき。</p> <p>(2) (現行に同じ。)</p> <p>4 (現行に同じ。)</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</u></p>	<p>目次</p> <p>第3章 印鑑登録の証明 (第17条—<u>第19条</u>)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第20条—第22条</u>)</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行うことができる。</p> <p>(1) 官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって区長の定めたもの<u>又は本人の写真が貼付された住民基本台帳カード、在留カード</u>若しくは特別永住者証明書の提示があったとき。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>4 (省略)</p>

第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（区の電子計算組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カードを利用し、自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第4章 雑則

第21条 （現行に同じ。）

第22条 （現行に同じ。）

第23条 （現行に同じ。）

第4章 雑則

第20条 （省略）

第21条 （省略）

第22条 （省略）